

京都大学	博士（文学）	氏名	石谷 慎
論文題目	春秋戦国時代の青銅器生産		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、春秋戦国時代の青銅器生産の実態を明らかにし、殷周時代から秦漢時代までの中国史上に位置づけることを目的とする。</p> <p>春秋戦国時代とは、周王朝の本拠地が洛陽に遷った紀元前770年から、秦が中国を統一する前221年までを指す。この間、周王室に代わって斉や晋などの諸侯国が覇権を握り、有力諸侯が小国を併合しながら領域を拡大していった結果、戦国時代には韓・魏・趙の三晋と斉・燕・楚・秦が覇を競い、やがて秦が天下を統一する。この時代には、青銅器はすでに長い歴史のなかで発展を遂げ、殷・西周時代の王権下での職業氏族による青銅器生産体制が解体され、諸侯国単位で生産されるようになり、鑄造工芸としての水準よりも生産速度が求められるようになっていた。そのため、従来の春秋戦国時代の青銅器研究は、生産速度向上のために生み出された新興技術解明に偏重した研究と、諸侯国単位や地域単位での研究が基本であった。また、中国古代の青銅器研究では、主に殷・西周時代の青銅礼器を資料とした研究と秦漢時代の鏡や貨幣を資料とした研究が行われてきたが、青銅礼器生産の衰退と鏡・貨幣生産の盛行との係わりについては詳しく論じられてこなかった。</p> <p>以上の問題意識に基づき、本論文では殷周時代の青銅器製作技術から戦国時代の鏡制作技術への流れを確認したうえで、春秋戦国時代の諸侯国における青銅器生産の実態、および鏡・貨幣生産の実態を明らかにし、それらの生産体制が秦漢時代の手工業に与える影響について考察した。</p> <p>序章では、本論文の前提となる春秋戦国時代の青銅器編年について、林巳奈夫・高明・劉彬徽の三者による代表的な編年を比較し、春秋・戦国時代をそれぞれ前・中・後の三期とする時期区分を整理したうえで、形成期・発展段階・過渡段階・新興段階という殷周青銅器製作技術史上の区分と対応させ、製作技術の変遷を概説した。そのうえで、製作技術史を中国史に結びつけるために不可欠な「生産」・「製作」・「工人」・「工房」などの用語を定義し、青銅器製品や生産遺跡・遺物を対象とする考古学的な研究と文献や銘文に記される青銅器生産の組織や制度とを摺り合わせ、「青銅器生産体制」の具体像を明らかにすることの必要性を主張した。</p> <p>第1章では、春秋戦国時代の青銅器製作技術と生産体制の推移を明快にするために、春秋時代の鼎、戦国前期の編鐘、戦国中後期の鏡の調査研究の成果を整理した。第1節では、春秋時代の鼎の典型である附耳有蓋鼎の代表として、湖北省博物館が収蔵する「随仲嬭加鼎」の観察・実測成果を示した。この鼎は、耳には一鑄技術、三足</p>			

には分鑄技術が採用され、紋様は原型に直接陰刻する方法（原型施紋法）が採用される技術史上過渡的な資料であり、器形・紋様の特徴によって春秋中期後半から後期前半に位置づけた。また、楚王が随に嫁ぐ娘のために製作した鼎（媵器）であると銘文に記されることから、当時の楚と附庸国である随（曾）との政治的な関係を証明するのみならず、随（曾）での附耳有蓋鼎製作の契機としても重要な役割を果たした可能性を指摘した。

第2節では、泉屋博古館が収蔵する伝河南省洛陽金村出土の廡氏編鐘を高精細画像によって分析し、戦国前期におけるセット器の製作技術と施紋法の解明を目指した。紋様が施された舞・篆間・鼓・隧の各部の詳細な観察によって、廡氏編鐘は器ごとではなく同一個体であっても部位ごとに原型の製作者が異なり、印型を用いて施紋した部分原型を組み合わせて全体の原型・鑄型を製作したことを明らかとした。また、それによって原型製作を担当する複数の工人と、彼らを取りまとめて全体設計を担う製造責任者の存在を推定した。

第3節では、日本国内に収蔵される戦国鏡コレクションの観察によって、印型・原型・鑄型を用いた地紋鏡の段階的な制作方法を推定した。また、地紋単位や範傷の観察によって、同一の原型から起こした鑄型によってつくられた「同型鏡」と、同一の印型によって地紋や主紋が施された「同印鏡」を見出し、戦国時代の鏡生産工房における鏡の制作工程を具体化した。

以上、第1章では、技術論として春秋中期から戦国前期にかけての青銅器・鏡の製（制）作方法を推定するとともに、原型施紋法から印型施紋法への施紋技法の変遷を示した。それは、単なる技術史上の変化ではなく、青銅器を保持・使用する階層が拡大したことで、編鐘のようなセット器や鏡のような流通品の大量生産が求められた結果である。

第2章では、文献や青銅器銘文に見られる青銅器工人や生産組織に関する記述と、青銅器製品や生産遺跡・遺物から明らかにされる青銅器生産の実態とを対照し、春秋戦国時代における青銅器生産体制の実態解明を目指した。西周時代に王権下で組織化された殷代以来の職業氏族と奴隷身分の工人による青銅器生産体制は、春秋時代になると王権の衰退とともに解体され、諸侯国の官僚組織に組み込まれる。そして、戦国時代には三晋諸国の武器生産における令／相邦—各庫工師（庫嗇夫）—冶／冶尹、容器生産における府嗇夫／視事—冶、あるいは秦の容器生産における工師／寺工—（丞）—工（／廡）のように、製造監督者—製造責任者—製造者という組織で青銅器生産が行われたことが青銅器銘文から明らかにされている。

これに対し、筆者は山西省の侯馬鑄銅遺跡から出土した鑄型・原型を紋様の部位表現と体躯構造によって再分類し、工房址や貯蔵穴からの一括出土遺物中に複数系統が混在することから、ひとつの工房における複数系統の青銅器の生産、および複数系統

の工人をとりまとめる製造責任者の存在を指摘した。そして、侯馬鑄型・原型と三晋地域内外出土の青銅器紋様との比較検討によって、「侯馬産青銅器」には淮河流域諸国や山東諸国・鄭国などの工人が係わった多重線構成の紋様と、侯馬オリジナルの雲雷充填表現の紋様の二系統が共存することを明らかにした。春秋中期から戦国前期頃の侯馬では、複数系統の工人を集め、府畜夫や工師に相当する製造責任者を置いて工房を組織化し、三晋地域内外の需要に応えるための多様な青銅器生産を行った。そして、その過程で起きた青銅器鑄造工房と鑄型・原型の製作工房との分化、および工人の本拠地を離れた生産活動が、以後の手工業に大きく影響すると見通しを示した。

第3章では、諸侯国下での青銅器生産の具体像と、生産された青銅器の流通背景の解明を目的に、春秋時代から戦国時代にかけての様相をつかみやすい曾国青銅器の分析を行った。歴史文献に記載のない曾国は、かつては「曾＝随」という前提で研究が進められたが、発掘事例の増加にともない、現在では銘文中にあらわれる一国として考古学的に検討されている。ただし、曾国の範囲とされる随棗地区から出土する青銅器のすべてが「曾」銘をもっているわけではないため、銘文以外の定義が必要である。そこで本章では、随棗地区出土青銅器の型式分類により在地の青銅器と外来の青銅器とを区別し、紋様表現と銘文との対応関係を確かめることで曾国の青銅器製作工人群を抽出した。それは、多重線構成の螭紋・蟠螭紋・蟠虺紋を採用し、随州義地崗を中心に活動した一群（工人群Y）と、輪郭線表現や列点充填表現の螭紋・蟠螭紋を採用し、随州擂鼓墩を中心に活動した一群（工人群L）である。前者は淮河流域に由来する伝統的な工人群で、春秋後期には曾国内だけでなく楚・蔡・呉などに、おそらくは婚姻を背景として製品を流通した。後者はもともと淅川など楚の領域で活躍した工人群で、戦国時代になってから活動範囲を随棗地区にまで広げたと考えた。随棗地区という一地域に限定した研究ではあるが、これまで「楚系青銅器」と括られてきた漢淮間地域の青銅器を製作地や製作者レベルで議論することを可能とした点で、本章は今後の春秋戦国青銅器研究のモデルとなるだろう。

第4章・第5章では、戦国時代に生産が盛んになる鏡を対象とした研究を行った。なかでも、第4章では戦国中期から後期にかけて主に楚の領域で生産された羽状地紋鏡群について、第1章第3節でも定義した「同型鏡」・「同印鏡」の同一の工房において一連の制作工程のなかでつくられた性質を利用し、制作年代や流通範囲を検討した。羽状地紋鏡群のなかでも葉紋を主紋とする一群（葉紋鏡）については、制作に用いた印型の違いに基づいてA～Dの4つの同印鏡群に分類し、周縁の断面形と地紋単位方向の区別によって前後関係を推定した。そのうえで、同印鏡A・B群には前278年に秦将白起の侵攻（跋郢）によって陥落する楚の郢都江陵（荊州）から出土した鏡が含まれ、同印鏡C・D群には含まれないこと、さらに前者の分布が江陵を中心とするのに対し、後者は長江流域の長沙・鄂州から前241年以降の楚都寿春の付近にまで分布が広

がることから、前者は跋郢以前の戦国中期後半、後者は戦国後期に制作されたと指摘した。

また、長江流域で盛んに生産される羽状紋地山字紋鏡のうち、四山字八弁四花葉紋鏡（山字紋鏡Ⅷ式）に多数の同型鏡を見出し、鏡体の収縮と范傷の増加や進行を手がかりとして制作順序や制作地の違いを推測した。そして最後に、葉紋鏡と山字紋鏡についての分析を総合し、羽状地紋鏡群全体に関する見解として、戦国中期後半には江陵と長沙の2カ所に鏡生産工房があったが、跋郢を契機として江陵の工房も長沙に移り、やがて前241年の寿春遷都を背景として、鏡生産工房も寿春周辺に移るという変遷観を示した。ただし、寿春遷都後には長沙でも葉紋鏡を主とする鏡生産が再開され、戦国末には雷地紋鏡群が生産されるに至り、秦漢時代の鏡生産の布石となったとも指摘した。

第5章では、主に楚の領域でつくられた「華南の鏡」＝羽状地紋鏡群に対し、「華北の鏡」と言われてきた細地紋鏡群を対象に、同型鏡・同印鏡の分布と出土墓の年代を検証した。その結果、細地紋鏡はもともと中原地域で生産されたが、前250年頃以降、すなわち戦国後期の後半以降には秦の領域で生産され、占領下の旧楚領に流通したことを明らかとした。また、細地紋鏡と共通する地紋をもつ蟠螭紋鏡にも分析を広げ、戦国末に一部の細地紋鏡制作工人が羽状地紋鏡群の制作工人と接触したことで細地紋蟠螭紋鏡が生み出され、さらに雷地紋鏡群との融合によって雷紋地蟠螭紋鏡が創出されたと指摘した。一方で、戦国後期の秦では無紋鏡や弦紋鏡を生産しており、細地紋鏡は秦の本拠地である関中地区には流通しないことや、蟠螭紋鏡の出現以降も細地紋鏡が中原地域や江漢地区では根強くつくり続けられ、漢代の葉紋鏡成立に影響を与えたことも指摘した。本章の分析によって、秦による中国統一前後の鏡の生産動向についての認識は、大きく改められたであろう。

第6章では、細地紋鏡と並び秦文化を象徴する半両銭を対象に、出土墓の年代による鑄行年代の検証、魏の円銭が半両銭成立に与えた影響の検証、さらに戦国各国の重量体系の再検証を行った。その結果、秦は戦国中期後半に魏の貨幣制度の影響を受けて円銭の製造を開始し、その後も魏の国力を取りこみながら貨幣制度を整えていったこと、戦国後期の秦の東方侵出以降、魏・趙・斉などの各国では秦の重量制度に合わせる形での重量体系の変革が起こり、貨幣統一への動きを見せることを明らかとした。また、戦国後期以降の秦墓における鏡と半両銭との共伴に注目し、年代を相互検証するとともに、政治ないし経済に直接的な影響を与える貨幣と経済政策の媒介とはなり得ない鏡とで、流通事情に大きな違いがあると指摘した。

最後に結論として、以上の検討結果を総合し、春秋戦国時代から秦漢時代にかけての青銅器生産の展開を、生産体制の変遷という観点から整理した。春秋時代前期の過渡段階には、西周王室工房生産の青銅器の伝統を継承した淮河流域諸国で螭紋・蟠螭

紋の出現に象徴される春秋式青銅器の生産が始まったと考えたが、当該時期の生産遺跡は未発見で、青銅器の出土数も少ないため、生産体制の解明には課題を残した。春秋中期から戦国前期の新興段階には、晋の新田遷都にともない侯馬鑄銅工房が稼働をはじめ、製造責任者と複数の工人から組織された工房によって、晋の支配者層の政治的意図に基づき青銅器を国内外へと供給するための青銅器生産が行われた。そこでは、青銅器の量産を可能とするために、青銅器の鑄造工房と鑄型・原型の製作工房とが分化し、鑄造に直接関与しない複数の工人が原型や鑄型を製作したことにより、それを組み合わせる必要性から分鑄技術や溶接技術が普遍化した。

戦国中期から後期にかけては、青銅礼器から日用品である鏡や貨幣への転換段階と評価した。春秋末頃の侯馬で使用が始まり、戦国前期には編鐘の製作に応用された印型施紋法が華中地域の青銅器生産にも広がり、戦国中期には鏡の生産に応用された。この段階には、青銅礼器から鏡や貨幣への技術史上の転換が起こるだけでなく、諸侯国の支配者層管理下での青銅器生産から大商人をパトロンとする民間工房での青銅製品生産へと変質した。それは、新興段階の青銅器製作技術や生産組織を継承しつつも、生産原理が変質したことを意味する。

秦漢時代には、青銅器や貨幣などの官営手工業が厳格に管理された。そこでは、戦国時代以来の生産組織や工房の専門化が継承されるが、それは製品の管理と規格化を目的としたものであり、殷周時代の高度な青銅器製作技術が求められたわけではなかった。殷代以来の鑄型づくりの高度な技術は、むしろ民間での鏡生産や宮殿・陵墓造営など緊急の瓦当生産において発揮された。

以上のように、本論文の主題とした「春秋戦国時代の青銅器生産」についての研究は、殷周時代の青銅器生産の終息過程を明らかにするとともに、秦漢時代の様々な手工業の発達を考察するための起点ともなる。殷周青銅器研究と秦漢の鏡・貨幣研究との橋渡しをするという本論文の目的は一応果たされた。今後は、時期ごと・国ごとの青銅器研究を充実させるとともに、瓦や鉄器・漆器などの手工業についての見識を深め、総合的な研究を形成することが課題となる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、春秋戦国時代の青銅器生産の実態を明らかにし、殷周時代から秦漢時代までの中国史上に位置づけることを目的とした。その目的を達成するために筆者は、詳細な観察に基づいて青銅器製作技術の特徴を把握するだけでなく、生産遺跡で出土した原型・鋳型の検討や、遺物の分布状況や墳墓での出土状況などの検討も加えて、考古資料からできる限り多くの情報を引き出そうとした。また、青銅容器の分析だけではなく、青銅鏡や貨幣も分析の対象に加えることで、青銅器生産の実態と手工業全体に与えた影響を明らかにしようとしたことも、本論文の特色としてあげられる。そして、考古資料から導き出した分析結果を、文献や青銅器銘文にみられる青銅器工人や生産組織に関する記述と対照させることにより、単なる技術の変遷ではなく、青銅器生産体制の実態を総合的に検討・解明することを目指した。

第1章では、春秋時代の鼎、戦国時代前期の編鐘、戦国時代中後期の鏡について、それぞれの製作技術体系の復元を試みた。編鐘の場合、複数の印型をもとに製作された部分原型を、定められた形状に組み合わせて原型・鋳型を製作したことを明らかにした。そして、原型製作を担当する複数の工人と、彼らを取りまとめて全体設計を担う製造責任者の存在を推定した。また、戦国鏡については、地紋における単位紋様を見いだすことで、印型・原型・鋳型を用いた段階的な製作方法を推定した。また、同一の原型から起こした鋳型によってつくられた「同型鏡」と、同一の印型によって地紋や主紋が施された「同印鏡」を見いだすことで、戦国時代の鏡生産工房における鏡の具体的な製作工程を明らかにした。

第2章では、まず、文献や青銅器銘文によって、西周時代から戦国時代にいたるまでの工人および生産組織とその変遷を整理した。それを踏まえつつ、山西省・侯馬青銅遺跡から出土した鋳型・原型を、紋様と体躯構造によって再分類し、一括して出土した遺物の中に複数の系統が混在することを確認した。このことから、複数系統の工人による青銅器生産と、彼らをまとめる製造責任者の存在を指摘した。また、青銅器鋳造工房と鋳型・原型の製作工房が分化していたことを指摘したことも重要である。

第3章では、諸侯国下での青銅器生産の具体像と、生産された青銅器流通の背景解明を目的として、曾国青銅器の分析をおこなった。主な器形の型式分類をおこなった上で、紋様の表現や配置の対応関係の分析を通して、2つの工人群を抽出し、その出自や動向について検討をおこなった。これらの青銅器は、従来「楚系青銅器」としてまとめられてきたものであるが、それらを製作地や製作者レベルで議論することができるようになった点が注目される。

第4章・第5章では、戦国時代に生産が盛んになる鏡を対象とした研究をおこなった。第1章で定義された「同型鏡」・「同印鏡」の性質を利用して、鏡の製作年代や流通範囲を検討した点に、本研究の特色がある。主に楚の領域で生産されていた羽状

地紋鏡群の場合、型式学的な検討により前後関係を推定し、その分布の変遷を手がかりとして、鏡の製作年代や製作地の変遷を推定することができた。「華北の鏡」とされてきた細地紋鏡群については、同型鏡・同印鏡の分布と出土墓の年代の検証をおこない、秦による中国統一前後の鏡の生産動向について、新たな見解を提示することができた。

第6章では、半両銭を中心とした戦国貨幣をとりあげ、文献の記録と出土墓の年代を対照して鑄行年代を再検証した。また、貨幣の実際の重量を元に、各国の重量制度の違いと秦による貨幣統一の実態について考察をおこなった。そして、墳墓における共伴状況の検討を通して、鏡と貨幣の流通状況の違いについても検討をおこなった。

以上の検討結果を総合して筆者は、西周王室工房生産の青銅器の伝統を継承しつつも、春秋時代には、青銅器の量産と国内外への流通を可能とする分業による生産体制が、諸侯国において形成されたと評価した。戦国時代中期から後期にかけては、印型施紋法に代表される青銅礼器の製作技術が、鏡や貨幣にも応用される中で、青銅製品生産が、諸侯国の支配者層管理下から民間工房での生産へと変質したと考えた。そして、秦漢時代には、青銅器や貨幣の生産が官営手工業として厳格に管理される一方、殷代からの高度な製作技術が、民間での鏡生産や瓦当生産で発揮されたと指摘した。

以上のように本論文では、青銅器やその生産に関係する遺物・遺構の詳細な検討をおこない、具体的な製作技術の実態を明らかにした。そればかりではなく、考古学的な分析による成果を文献や青銅器銘文などでの記述と対照することで、各時期における青銅器生産体制とその変遷を示した点を、さらに大きく評価することができよう。

ただ、本論文で示された生産体制については、今回は検討されなかった時期・地域における青銅器の検討を進めることで、さらに検証していく必要がある。また、今回示された方法論を元に、漢代以降の青銅器生産のあり方を明らかにしていかなければならないであろう。こうした課題については、筆者も認識しており、今後の研究の展開を期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2020年9月29日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。